

○飯塚市森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱

平成30年1月29日

飯塚市告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱(平成25年5月16日付け25林整森第59号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。)に定める森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る事業に交付金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の名称等)

第2条 交付金の名称、交付対象者及び交付率等は、別表のとおりとする。

(交付金額)

第3条 交付金の額は、予算の範囲内で市長が定める。

(補則)

第4条 この告示に定めるもののほか、様式その他交付金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

別表(第2条関係)

交付金の名称	交付対象者	交付率等
森林・山村多面的機能発揮対策交付金	実施要綱第3の1に規定する地域協議会	実施要領別紙3第4交付金の使途(2)イ交付単価に定められた表中「優先採択の対象となる地方公共団体の地方単独事業による補助の交付単価の目安」の5/8以内

附 則

この告示は、告示の日から施行する。